

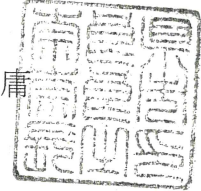


別紙様式第2号（第3関係）

令和元年12月26日

奈良市議会議長 森田 一成 様

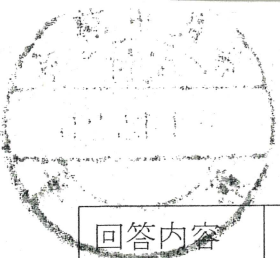
回答者 奈良市長 仲川 元庸



文 書 質 問 回 答 票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく松下幸治議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	胎児虐待の防止について ①妊娠の届出制度 ②女性健康支援センターの設置 ③胎児虐待防止条例の制定
回答内容	<p>① 本市では平成30年1月からマイナポータルによる妊娠届の電子申請を開始しております。電子申請の届け出はマイナンバーカードを所有する本人による申請又は本人の事前手続きによる代理申請が可能となっております。厚生労働省に照会しましたが、マイナポータルのシステムは、議員ご提案の医療機関による代理申請への対応はとられておらず、現時点では想定もされていないとのことです。</p> <p>妊娠判定から出産まで、特に支援が必要とされる妊婦の早期把握と支援開始のため、医療機関には情報提供という形でのご協力をいただき、引き続き連携を図ってまいります。</p> <p>② 本市では平成24年度から女性健康支援センターを設置しております。議員ご指摘の妊娠判定受診補助事業が、女性健康支援センター事業の拡充策として、若年の妊婦や経済的に困窮状態にあるなど特に支援が必要と判断される妊婦に対して今年度から進められていることは認識しております。</p> <p>本市といたしましては、国及び奈良県の動向を見ながら、引き続き事業を推進してまいります。</p>



回答内容

③ 平成 28 年の児童福祉法の一部改正の中で、支援を要する妊婦等の市町村への情報提供が規定されたため、支援を要する妊婦を早期に把握、支援開始することが、議員ご提案の胎児を保護することに繋がるものと解しております。

(担当部局:子ども未来部 子育て相談課、健康医療部 母子保健課)

受理日	令和元年12月26日
-----	------------